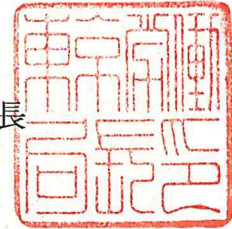


東労発基 0604 第 2 号
令和 6 年 6 月 4 日

公益社団法人東京労働基準協会連合会

会長 殿

東京労働局長



熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の東京労働局管内の熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は 110 人と、当局における平成 10 年の集計開始以降で過去最多であり、全国でも最も多い人数となりました。また、死亡者数は 5 人であり、令和 4 年と同数となりました。

これを踏まえ、当局では、熱中症対策緊急パトロールの実施など集中的な取組を行っているところです。

つきましては、令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき、より一層の熱中症予防対策の徹底を図るとともに、当キャンペーン期間中は、下記の事項について事業者団体と会員事業場が一体となって重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 暑さ指数 (WBGT) の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- 2 少しでも本人や周りの人が異変を感じたら、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などの措置をとるとともに、病院に搬送するまでの間又は救急隊が到着するまでの間には、水をかけて全身を急速冷却することなどにより、体温の低減に努めること。
- 3 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと。
- 4 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。

